

2019年度秋田大学派遣交換留学生募集要項

1. 目的

本学と大学間国際交流協定および学生交換の覚書を交わしている海外の大学に留学することにより、十分な学修の成果が期待される本学の学生を、1年以内の期間で派遣することを目的とする。

※部局間国際交流協定校に留学を希望する学生は、各所属学部・研究科に相談すること。

2. 派遣期間 1年以内

3. 募集対象留学期間

2019年4月から2020年3月までの間に開始する留学を対象とし、留学開始・終了時期は各協定校の学年暦に従うものとする。

4. 応募資格

- (1) 応募時から留学終了時まで本学の学部または大学院の正規課程に在籍している者
- (2) 留学期間終了後、速やかに本学に帰学し、学業を継続する者
- (3) 協定校が定める交換留学生の資格（語学要件、学年など：別紙リスト参照）を有する者
- (4) 留学の目的および計画が明確で、留学の成果を学習や進路に活かす意思がある者
- (5) 学業成績が優秀な者
- (6) 留学に関し、保護者からの同意を得て、誓約書を提出できる者
- (7) 帰国後、留学説明会への参加や本学に在籍する留学生の支援など、本学の国際化に積極的に貢献する意欲のある者

5. 募集派遣先大学：本学と大学間国際交流協定および学生交換の覚書を交わしている海外の大学 (別紙リスト参照)

6. 必要応募書類

下記の書類を2018年11月7日（水）17：00までに国際課に提出すること。

特段の理由なく、期日までにすべての必要書類が提出されない場合、選考対象とならない。

- (1) 秋田大学派遣交換留学申請書（所定様式）：1通
- (2) 指導教員による推薦書（所定様式）：1通（厳封）
ただし、指導教員と学生の交換留学希望先大学の窓口教員が同一の場合、指導教員以外の教員（選修主任等）に作成を依頼すること（窓口教員は別紙リストに掲載）。また、指導教員が決まっていない場合には本学の専任教員で被推薦者をよく知る教員に作成を依頼すること。
- (3) 直近の成績証明書とGPA（平成30年度前期分の成績が記載されているもの）：
各1通（直近のGPAはa・netから入手可能）
- (4) 語学能力証明書：1通（必要語学条件及び認められる語学試験等については、別紙リスト参照）

語学要件がある場合：所定の資格試験結果のコピー

語学要件がない場合：派遣先大学での教授言語の各種資格試験のコピー、または外国語科目担当教員による所見（任意様式）

7. 選考

- (1) 秋田大学派遣交換留学生選考委員会が書類審査と面接を行う。面接の日程はメールで通知する。
- (2) 秋田大学派遣交換留学生選考委員会による選考を経て、国際交流センター企画会議は、派遣交換留学生候補者を決定する。選考結果および諸手続き等についてはメールで通知する。
- (3) 留学の最終決定
派遣交換留学生候補者は、派遣先大学が定める応募書類を作成し、派遣先大学に提出する。派遣先大学から入学許可証が発行されたら、候補者は、ただちに所属学部・研究科学務担当に「留学届」を提出するなどの必要な手続きを行う。正式な派遣交換留学生としての決定は、所属学部・研究科の教授会等での承認による。
- (4) 応募時に語学要件を満たしていない場合
応募時に希望派遣先大学の語学要件を満たしていない場合でも、派遣交換留学に応募することができる。ただし、該当学生は語学要件を満たすまで「仮決定」とする。派遣先大学に応募書類を提出するまでに語学要件を満たせば、派遣交換留学生候補者となることができる。
当該学生は、定められた期日までに、所定の語学資格試験結果を国際課に提出しなければならない。語学要件を満たさなかった場合、仮決定が取り消され留学することはできない。

8. 留学中の身分

留学期間中の本学での在籍身分は、平成25年度以前入学者は原則として「留学」、平成26年度以降入学者は「留学」とする。

- (1) 単位認定について
所属学部・研究科の定めるところにより、単位認定を申請できる。単位認定については、所属学部・研究科が判断するため、必ずしも留学中に取得したすべての単位が本学の卒業・修了に必要な単位として認定されるとは限らない。応募前に所属学部・研究科の教職員に相談し、綿密な履修計画を立てること。
- (2) 授業料
派遣期間中は、本学に授業料を納付する。派遣先大学の授業料は不徴収となる。
- (3) 派遣期間
派遣期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入される。

9. 派遣交換留学生候補者資格の取消・辞退

- (1) 派遣交換留学生候補者として選抜された学生であっても、次のいずれかに該当する場合は決定が取り消されることがある。
 - ①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき
 - ②健康を著しく害したとき
 - ③その他、派遣交換留学生候補者として適当ではないと認められるとき
- (2) やむを得ない事情により交換留学を辞退する場合には、国際課および所属学部・研究科の学務担当へ速やかに連絡すること。

10. その他

- (1) 派遣交換留学中は、OSSMA（オスマ）に加入すること。サービス利用料および振り込み手数料は自己負担とする。
OSSMA（オスマ）とは、秋田大学が契約している「日本エマージェンシーアシスタン

ス」が提供する留学生危機管理サービス。

参照：<https://emergency.co.jp/service/education/>

(2) 秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業

大学間国際交流協定校へ留学する本学交換留学生の中で、特に、国際的な視野を持ち、優れたコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた国際人として通用する人材になることが期待される者を対象に、経済的支援を行う。

応募を希望する学生は、「秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業申請書」および渡航に係る経費の見積書を提出すること。詳細は、「秋田大学みらい創造基金学生海外派遣支援事業」の実施要項を確認すること。

支援額（2019年度予定）：アジア圏（韓国・中国・台湾・東南アジア）上限4万円、それ以外の地域 上限10万円

(3) 二次募集（2020年1月から3月開始の派遣交換留学プログラム）

2020年1月から3月の間に開始する派遣交換留学プログラムについては、2019年5月頃から二次募集を行う予定である。ただし、今回の募集において学生交換の覚書の上限人数に達せず、かつ上記期間内に開始されるプログラムがある大学のみを対象とする。

※今回の募集において、学生交換の上限人数に達した大学については二次募集を行わないので注意すること。

【問い合わせ先】

秋田大学 国際課 留学生交流・支援担当（一般教育1号館2階）

TEL：018-889-2258 / FAX：018-889-3012

E-mail： haken@jimu.akita-u.ac.jp

※メールを送信する際には、必ず件名に「派遣交換留学に関して」と入れ、メール本文に所属学部/研究科・氏名を記入したうえで、送信すること。